平成30年厚木市条例第３号

平成30年３月20日公布

厚木市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を

定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第46条第１項に規定する指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（指定居宅介護支援の事業の申請者の資格）

第２条　法第79条第２項第１号に規定する条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第132条の３の２に規定する者

(2) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等でない者

（指定居宅介護支援の事業の従業者の員数）

第３条　法第81条第１項に規定する条例で定める員数は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）第２条に定める員数とする。

（指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準）

第４条　法第81条第２項に規定する条例で定める指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、省令に定める基準をもって、その基準とする。

２　前項の規定にかかわらず、省令第29条第２項の規定の適用については、同項中「２年間」とあるのは、「５年間」とする。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。